平成２６年（フ）第４３号
青森県十和田市大字深持字林19番地５、旧住所青森県三戸郡新郷村大字戸来字後川原４番地
破産者　澤目　貴幸（旧姓橋端）
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第１８１号
秋田市外旭川八柳１丁目17番20号
破産者　北嶋　圭介
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５０号
長野県松本市高宮北４番４号
破産者　水畑　洋壹
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１５５号
長野県松本市双葉９番８号　ステラコート201
破産者　上條　禎貴（旧姓宮島）
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１２５号
茨城県石岡市南台４丁目18番13号
破産者　大塚　光子
1　決定年月日　平成27年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２７４号
茨城県水戸市三の丸２丁目10番14号　三の丸コーポ213号、開始決定時の住所茨城県水戸市元吉田町1572番地の５
破産者　小松崎栄一
1　決定年月日　平成27年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第４２号
埼玉県秩父郡長瀞町大字中野上411番地４
破産者　中畝　　繁
1　決定年月日　平成27年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第１７７号
愛知県豊田市大沼町八沢106番地１、開始決定時の住所長野県安曇野市穂高5000番地19
破産者　鈴木　重明
1　決定年月日　平成27年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１７８号
愛知県豊田市大沼町八沢106番地１、開始決定時の住所長野県安曇野市穂高5000番地19
破産者　鈴木　朝子
1　決定年月日　平成27年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１５１号
千葉県市川市中山３丁目15番12号、破産手続開始決定時の住所静岡県裾野市佐野702番地の１　レオパレス翔213
破産者　遠藤金二郎
1　決定年月日　平成27年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第５０５号
兵庫県尼崎市昭和通１丁目17番２号美和ハイム502号
破産者　西薗久美子
1　決定年月日　平成27年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５４８号
広島市西区草津梅が台４番20号
破産者　有松　和夫
1　決定年月日　平成27年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５９４号
広島市安芸区矢野西１丁目44番19―201号　高山アパート
破産者　佐伯　　純
1　決定年月日　平成27年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３５号
愛媛県宇和島市賀古町２丁目２番27号
破産者　黒河　　新
1　決定年月日　平成27年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第１９８号
長崎県長崎市戸町３丁目11番５号
破産者　本岡　英樹
1　決定年月日　平成27年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結

平成２６年（フ）第７３号
三重県四日市市桜台２丁目５番地420
破産者　今本　英樹
1　決定年月日　平成27年１月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第５１号
京都府舞鶴市字森155番地
破産者　久保建設株式会社
1　決定年月日　平成27年１月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２４５７号
札幌市北区北34条西５丁目１番20―909号、開始決定時の住所札幌市北区北37条西２丁目２番５―702号
破産者　榊　　英和
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１号
長崎県南松浦郡新上五島町三日ノ浦郷159番地21、住民票上の前住所長崎県南松浦郡上五島町青方郷1623番地１
破産者　賓賀　　誠
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部